

経営力向上設備の取得時期・税制の特例適用等について

経営力向上設備等を取得し、当該設備について税制（中小企業経営強化税制・固定資産税の特例）の特例の適用を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

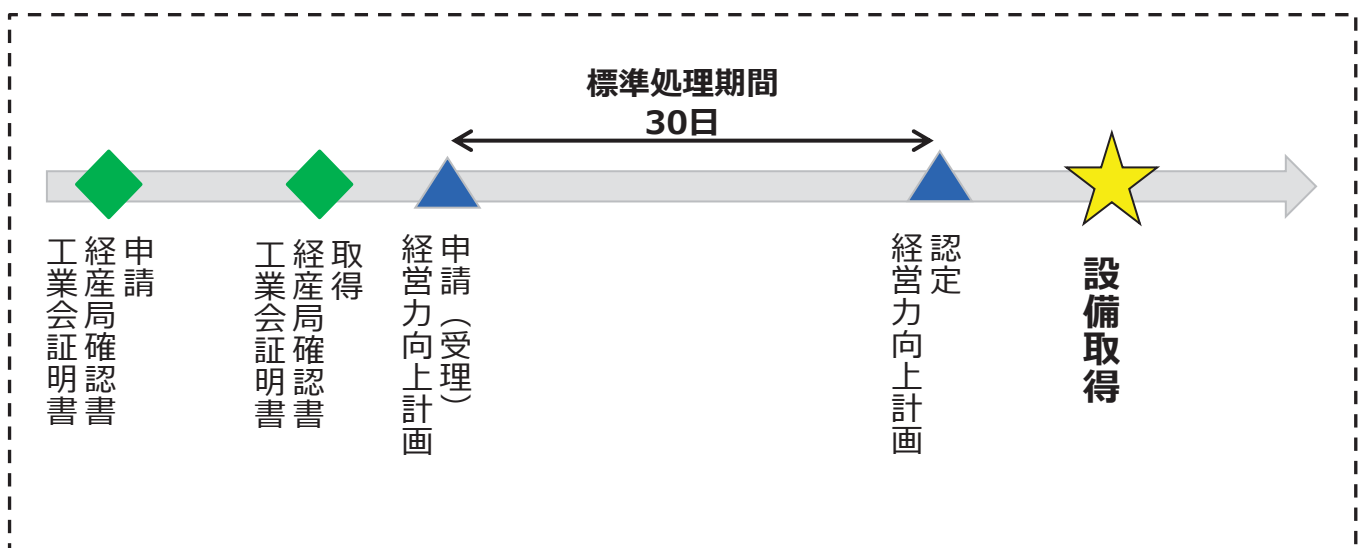
- (1) 工業会等による証明書（A類型・固定資産税特例）や、経済産業局による投資利益率に関する確認書（B類型）を取得（※）。
- (2) 当該設備を利用し生産性を上げるための「経営力向上計画」を策定。上記(1)のコピーを添付し各事業分野の担当省庁に申請。
- (3) 各担当省庁から計画認定を受ける。
- (4) 設備を取得する。

※経産局の投資利益率に関する確認書は、固定資産税特例適用のためには利用できません（別途、工業会等の証明書が必要となります）。

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、次ページの【例外】の流れを十分ご確認ください。

【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

経営力向上設備等は、経営力向上計画認定後に取得することが原則です。



経営力向上設備の取得時期・税制の特例適用等について

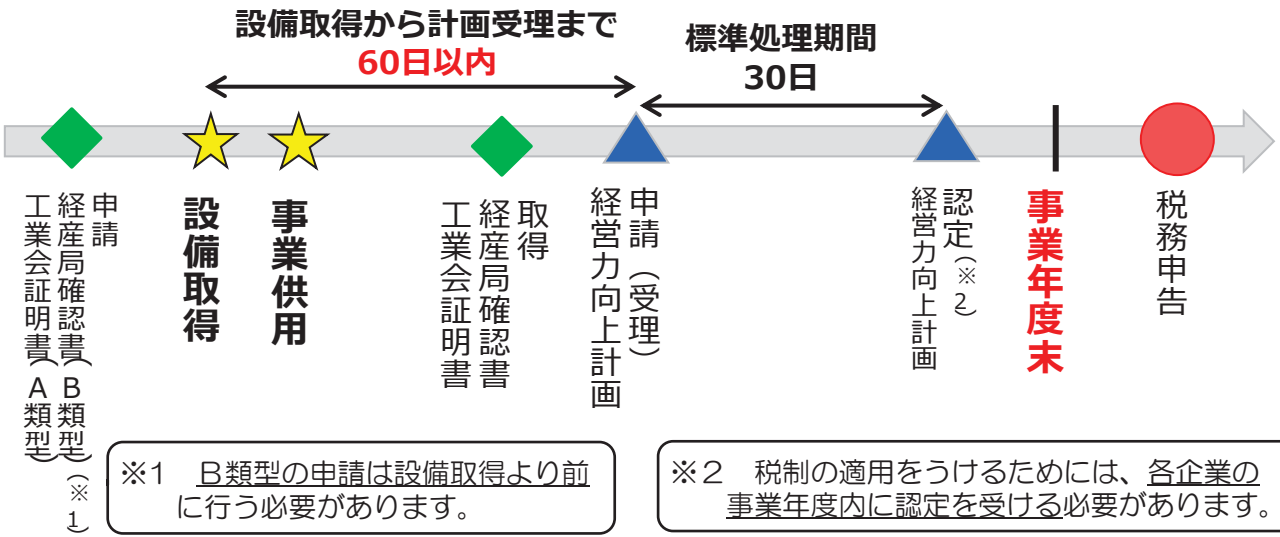
【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

計画の申請に先立って計画を開始し、設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、**設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります**（計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です）。

その場合において税制（中小企業経営強化税制・固定資産税の特例）の適用を受けるためには、それぞれ以下の期限までに認定を受ける必要があります。

【中小企業経営強化税制（国税）の場合】

制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備の事業供用年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります**（供用年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



【固定資産税特例（地方税）の場合】

固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日であることから、**遅くとも当該設備を取得した年の12月31日までに認定を受ける必要があります**（12月31日を超えて認定を受けた場合、軽減の期間が2年となります）。

